

# 式内社・論社問題における書物と「口碑」

渡部 圭一

## 1 はじめに

古代法典『延喜式』所載の神社を式内社という。かつて神社行政のなかで、また個々の神社でも、式内社が古社たることの表徴として尊重された一時期がある。ただ式内社がいま伝承として持続する例はめずらしくないうえ、式内社に特有の論社という問題をかかえている場合もあつて、地域に即していえば一過性の事象とばかりこれをみなすことはできない。

ここでは埼玉県下の一神社を事例に、式内社伝承の形成というできごととそれに大きな役をはたした村落の神職の

家の営みを、とくに書物文化論の展開にむけて論じることにした。その際、書物・出版をめぐる昨今の研究動向に、本稿ではつぎの関心をもつて加わろうとする。

いわゆる文字文化論のおこりは一九八〇年代の文献史学（注1）に求められるとして、そもそも「文字文化」の提案は、権力の高みでの知識の集約から村落生活のこまかな伝承までを幅広くみとおす視座の確かさにひとつの魅力があつた。（注2）現に近年の書物研究の進展が、そのさきに（注3）「口碑（オールド・ナウ）の事象との具体的な関係を論じるまでになつてゐることはあらためて指摘するまでもない。（注4）ここでの意図もまたそのように射程を大きくとつて書物文化を論じるところにある。本稿ではひとりの書物の読み手の営みの事例をつうじて、書物文

化の展開と村落の伝承状況とのかかわりに光をあて、なかなかでそこ口頭の事象が析出される場面にまで注意をおよぼしてゆきたい。

事例神社は埼玉県所沢市、狭山丘陵北麓に鎮座する中水川神社である。『延喜式』には武蔵国四十四座・入間郡五座のひとつとしてその名を載せる<sup>(3)</sup>。一般に水川神社は、大宮の水川神社（埼玉県さいたま市）を中心に、埼玉県域の分布の密なことが知られている<sup>(4)</sup>。この大宮水川神社と中水川神社、それに奥多摩の奥水川神社（東京都西多摩郡）を加えた三社はときに「武蔵三水川」の称を冠せられるなど、まずは代表的な古社と目される存在である。

## 2 式内社考証の伝統

式内社とは康保四（九六七）年施行の『延喜式』巻九・十（神名上・下）所載の神社、二八六一社をいう。延喜式のこの両巻は延喜式神名帳とよばれ、本来は国家の祭祀対象社の公簿のような性格をもった<sup>(5)</sup>。そうした古代の神社は中世には多くが不明に帰してゆくが、近世にいたって一転、再評価の気運がおこる。この時期の動向として、ひと

つには国学者らによる考証書の成立、ことに祭神・所在地の比定作業の活発化があり、もうひとつには地域の個々の神社での式内社意識の高まりがあった。

式内社の研究書は吉田兼俱『延喜式神名帳頭註』（文亀三（一五〇三）年奥書）を嚆矢として、近世にはあいつぐ成立をみることになる<sup>(6)</sup>。伴信友『神名帳考証』（文化一〇（一八〇七）年奥書）、近代に入つては鈴木連胤『神社叢録』（明治三（一八七二）年完成）や栗田寛『神祇志料』（明治六年序）あたりが定評ある考証として知られるところであろう。これらは全国の式内社を網羅的に立項し、先行書の引証を重ねる書式に特徴をもつが、さらにおもしろいのはこうした考証の積み重ねが戦後にも続いてゆくことである。たとえば最近の考証の成果として浩瀚な『式内社調査報告』をひもとくと、そこには近世以来のおびただしい書物の引用をみることができる（表1）。引用頻度の高いものからそのまま代表的な式内社研究書といつて大過ない。ここには長期にわたるひとつづきの式内社考証の伝統とでもいうべきものを認めることができる。

いまひとつ逸することができないのは、一定地域にかぎった式内社関係書の成立である。ここでとりあげる武蔵国

表1 『式内社調査報告』の論社考証における引用書

郡名	荏原郡		都築郡		多磨郡			足立郡	横見郡	入間郡	埼玉郡	男衾郡	播羅郡	賀美郡			秩父郡	大里郡					
	稗田神社	杉山神社	阿伎留神社	小野神社	大麻止乃豆乃天神社	虎柏神社	青渭神社	足立神社	多気比売神社	横見神社	出雲伊波比神社	中氷川神社	国渭地祇神社	宮目神社	出雲乃伊波比神社	稲乃売神社	白髪神社	榆山神社	今城青八坂稲実神社	今木青坂稲実荒御魂神社	今城青坂稲実池上神社	棕神社	高城神社
書名\神社名																							
論社数	4	4	2	2	2	2	3	4	2	4	4	2	2	3	2	2	4	3	6	5	5	5	2
『新編武蔵風土記稿』	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○			○		○	○	○	○	○		○
『神社叢録』	○			○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	○	○	○
『特選神名牒』	○			○	○	○	○	○		○	○			○	○		○		○	○	○	○	○
『大日本史神祇志』	○	○		○		○	○			○	○			○	○		○		○	○	○		○
『武蔵国式内四十四座神社命附』		○		○	○		○			○	○			○	○		○		○	○	○	○	○
『神名帳考証』(伴信友)	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○	○		○						○
『大日本地名辞書』	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○				○	○	○		○
『日本地理志料』	○	○		○		○	○	○		○				○	○				○	○	○		
『巡礼日神祠記』				○		○				○	○						○	○	○	○	○	○	○
『武蔵式社考』	○	○												○	○		○						○
『神祇志料』		○		○	○		○			○	○												○
『埼玉県史』													○						○		○	○	○
『武蔵演義』	○	○			○	○	○																○
『武蔵国郡村誌』																			○	○	○	○	○
『江戸名所因会』				○	○	○																	
『武乾記』																	○		○	○	○		
『太田氏式社細見録』																			○	○	○		
『四神社附記』					○	○	○																
『四神地名録』	○					○	○																
『彌布日記』	○					○	○																
『武蔵野地名考』				○		○	○																
『武蔵野話』						○	○			○													
『大里郡神社誌』															○		○						
『北武蔵名跡志』																						○	○
『埼玉史談』											○						○						
『神名帳考証』(渡会延経)								○						○									
『武蔵総社誌』		○		○																			
『武蔵国式内社の歴史地理』														○		○							
『武蔵の古社』																			○	○			
『山吹日記』						○	○																

\*式内社研究会編『式内社調査報告 第11巻 東海道6』(皇學館大學出版部、1976)、93~333頁のうち、論社のある神社について作成。そのうち複数社の論社考証にかかわって引かれる書を○で表した。配列は引用頻度順・五十音順に従い、書名の略記などは適宜補った。

単位でもその種の書はすくなくない。武蔵国式内社の研究は、戦後になっても「武蔵国式内社考」<sup>(7)</sup>や『武蔵国式内社の歴史地理』<sup>(8)</sup>が世に送られてきたように、これ自体、やはりひとつの伝統をなすかにみえる。ここで戦前までの武蔵国式内社の専書にかぎって一覽すると表2のようである。<sup>(9)</sup>おそらくほかに写本の伝存例も多いことと思われるが、ここでは一応の見通しをつぎのようにまとめておきたい。

まず各書の性格は一樣ではない。たとえば『武蔵国中延喜式内神社考』(No.1)は先行する広域的な考証書『巡礼旧神祠記』(宮田泰好著、宝曆十四(一七六四)年序)から武蔵国分を抜粋して一書をなしたものである。あるいは『武蔵国式内社集説』(No.2)は各社ごと多数の考証書の抜き書きからなっており、徹底的な資料集積の観を呈している。『武蔵国四拾四社鎮座称』(No.11)のように、式内社を一覽したユニークな書もある。さらに『武蔵国四十四座社道法命附』(No.3)はじめこれに類する諸事例は、すくなくわしく検討することになるが、巡拝案内の性格をもつとみられる写本群である。これら多様な書について、さしあたりひとつの示唆をうけとることができるのはそれら

の表題である。いくつかの鍵語を共有しながら、微妙に表題をたがえた一群の書の成立は、すなわち「武蔵国」「延喜式内」「四十四座」といった共通の関心に束ねられた知識集約がさまざまにあつたことを示している。ここには四十四座の武蔵国式内社という、ある種の地域像が生まれていたことがうかがわれるのである。

そこで興味をひかれるのは、上記した巡拝案内の意図をもつかの諸書である。もとは秩父出身の神道家・斎藤義彦(天明五(一七八五)年〜天保一二(一八四一)年)の著として知られ、はやくから紹介されてきた。刊行はなかつたといひ、<sup>(10)</sup>いま各地に遺されるのは写本である。表2のNo.3からNo.10まで内容は酷似しており、各書の所在地記載を指標にとつても差異はないか、あつても四十四座のうちわずかにすぎない。こまかくみると、写本によつては一部の事項を取捨したり、神社の所在地についてべつの知識を加えるなど、書写過程でわずかな変化がおきてはいるが、<sup>(11)</sup>まずはひとまとまりの系統とみなすことができる。判明する分には横半帳が散見する点もみのがせない。ちなみに流布の時期はあきらかでないが、すくなくとも文政二(一八一九)年まではさかのぼるようである。

表2 武藏国式内社関係書一覧

No.	表題	種類	成立年	所在地	祭神・管掌所	里程	記載順	形態	所在地の偏差	特徴・出典	
No. 1	『武藏国中延喜式内社考』	写本	嘉永元(1848)年書写	○	○	○	×	延喜式順	縦振	24	『墨痴山鏡』○五所収。『巡礼日神御記』の武藏国分の抜粋。東大史料編纂所所蔵(請求番号4112-82)。[32]内の文庫にて百題写本あり。
No. 2	『武藏国式内社集説』	—	明治末～大正年間	×	×	×	×	延喜式順	—	—	稲村坦元『菊玉叢書 第6巻』(国書刊行会、1972)所収。その社研究書の考証と耳取を集成、底本は井原省三氏蔵。成立期推定は同書解説による。
No. 3	『武藏国四十四座社道法命附』	写本	—	○	○	○	○	巡拜順	縦振	規準	西角井家文書303。
No. 4	『延喜式内社名曰武藏国四十四座社参道法記』	写本	—	○	○	○	○	巡拜順	横半帳	0	西角井家文書1241。
No. 5	『武藏四十四座延喜式内社道法命附』	写本	—	○	○	○	○	巡拜順	—	0	稲村坦元『菊玉叢書 第2巻』(国書刊行会、1970)。
No. 6	『武藏四十四座社道法命附』	—	—	○	○	○	○	巡拜順	—	0	富田永世編『北武藏名跡志』(文林堂活版所、1918年)の附録として居字化。富田永世(川原村)の弟子。
No. 7	『武藏国式内四十四座神社命附道法付』	写本	—	○	○	○	○	巡拜順	—	3	左伯有義編『神社全書 第4巻』(思文閣、1971)所収。底本は黒川真道所蔵。末尾に富田永世から借用し写したわら紙あり。
No. 8	『武藏国式内四十四座神社命附道法付』	写本	—	○	○	○	○	巡拜順	縦振	3	『高見岡社日記』写本にだけ載。国会図書館蔵(請求番号206-59)。題辭に書名の35の「果河(春村)翁書」とあり。内容はすべて「神社全書別取本」と一致。同書の底本あり。
No. 9	『武藏国延喜式内巡拜記 社名帳』	写本	文政2(1819)年書写	○	×	○	×	巡拜順	横半帳	5	三ノ島家文書。表紙に「武藏国延喜式内ノ順拜記ノ社名帳」文政二庚辰(徳記)八月」。書写事項に取捨あり、また一強弱社との加減あり(本文参照)。
No. 10	『武藏国四十四座祭神』	写本	—	○	○	×	×	延喜式順	横半帳	4	東角井家文書655。書写事項に取捨あり。
No. 11	『武藏国四拾四社鎮座符』	写本	—	○	○	×	×	巡拜順	一枚別紙*	3	明治27年1月『守社社格権定願』(三ノ島家文書)に添付。大宮川神社の所収なり。図1参照。

\*「—」は不明または該当なし。所在地の偏差はNo. 3を指標に、これと異なる記載(別村への比定、および神社の追加・削除)の数を表示した。ただし単純な誤脱や用字の誤りなどは含まない。

これらの書式にも特徴がある。書写者によって差はあるが、「中氷川神社 素戔鳴命・大己貴命・少彦名命 三ヶ島村 神主宮野氏 / 此間一里」<sup>(12)</sup>のように、社号・祭神・所在地・管掌者・つぎの神社までの里程を簡潔に記すのが模式的である。このうち所在地はほぼ全神社が一ヶ所に比定されていて明瞭だが、<sup>(13)</sup>かわりに論社考証上の典拠などは示されていない。したがって考証書としては粗略な印象もあるが、逆にいえば、所在地の網羅的な記載にかなうだけの比定知識の蓄積がすでに背後にあることを物語っているだろう。

いまひとつ眼をとめたいのは各神社の配列である。ふつう式内社研究書が延喜式神名帳の記載順に従って考証をすすめるのに対して、ここではほとんどが独自の順——おそらくは巡拝を意図した行程順——になっているのである。詳細の例示は避けるが、後者の場合、足立郡の大宮氷川神社を起点に埼玉郡→大里郡→横見郡→比企郡→播羅郡→男衾郡→那珂郡→賀美郡→児玉郡→秩父郡→入間郡→多摩郡→都筑郡→荏原郡とまわって足立郡に戻ってくる、つまり武蔵国を反時計回りに一巡するコースが設定されている。<sup>(14)</sup>実際に行動をとらない携帯されたかどうかはべつにしても、

コンパクトな形態や分かりやすい書式、現実的なルートの設定といった性格が式内社の巡拝を前提としていることは確実である。

加えるに、この種の書物のさらなる多様化にも触れておかねばならない。その好例が『武蔵国四拾四社鎮座称』である。図1にレイアウトを示すように九列・五行のわくをひき、なかに社号・祭神・所在地を一覧する。所在地記載をみると、これがさきにあげた巡拝案内の写本群とまったく一致していて注目される。<sup>(15)</sup>あるいは四十四座の配列が延喜式神名帳掲載の順ではない点も同じである。そしてこの順をさきの巡拝案内とくらべてみると、起点と終点が多摩郡になっていたり最上段中央に大宮氷川神社がすえられているといった程度の違いはあるにせよ、図示のとおり、郡の順序自体はほぼ同じである。書承関係はあきらかであるといえよう。もとより同資料について、ここでの材料はさしあたり一点の写しがあるにすぎず、成立の経緯は充分あきらかにできない。ただこの写しに「武蔵国一ノ宮蔵版」とある点からすれば、可能性として『武蔵国四拾四社鎮座称』は、巡拝案内類をさらに視覚的に図示する意図をもつて、大宮氷川神社から版行されたものとみることがで

# 武蔵国四拾四社鎮座称

多摩郡御嶽山 大麻止乃豆乃天神社 (祭神三柱)	足立郡浦和宿 調神社 (祭神一柱)	横見郡田甲村 横見神社 (祭神二柱)	男衾郡鉢方村 稻乃比売神社 (祭神三柱)	秩父郡大宮 秩父神社 (祭神三柱)
同 五日市村 阿伎留神社 (祭神一柱)	同 植田谷村 足立神社 (祭神一柱)	同 同 高負比古神社 (祭神一柱)	那珂郡広木村 ミ力神社 (祭神一柱)	入間郡小手指村 伊波比神社 (祭神一柱)
同 布田村 布多天神社 (祭神一柱)	同 上篠津村 多気比売神社 (祭神一柱)	比企郡伊子村 伊古乃速御玉比売神社 (祭神一柱)	賀美郡七本木村 同北野小手指原 物部天神社 (祭神一柱)	同 同 同 同 同 同
同 本宿村 小野神社 (祭神一柱)	埼玉郡駒西町 玉敷神社 (祭神二柱)	播磨郡中奈良村 奈良神社 (祭神一柱)	同 同 今城青坂稲実荒御魂神社 (祭神二柱)	同 同 同 同 同 同
足立郡大宮 氷川神社 (祭神三柱)	同 同 宮目神社 (祭神二柱)	同 東方村 白髪神社 (祭神一柱)	同 同 今城青八坂稲実神社 (祭神一柱)	同 三ヶ島村 中氷川神社 (祭神一柱)
多摩郡矢ノ口村 穴澤天神社 (祭神一柱)	同 根古屋村 前玉神社 (祭神二柱)	同 八日市村 楡山神社 (祭神三柱)	同 長浜下郷 長幡部神社 (祭神一柱)	同 多摩郡殿ヶ谷村 阿豆佐味天神社 (祭神一柱)
都筑郡吉田村 杉山神社 (祭神一柱)	同 埼玉村 前玉神社 (祭神二柱)	同 三ヶ尻村 田中神社 (祭神二柱)	児玉郡金鑽村 金佐奈神社 (祭神三柱)	同 根ヶ布村 虎柏神社 (祭神一柱)
荏原郡鈴ヶ森 磐井神社 (祭神五柱)	大里郡熊ヶ谷宿 高城神社 (祭神一柱)	男衾郡赤浜村 出雲伊波比神社 (祭神三柱)	秩父郡吉田村 椋神社 (祭神五柱)	同 同 同 同 同 同
江戸柴三田 蕨田神社 (祭神五柱)	横見郡黒岩村 伊波比神社 (祭神二柱)	同 富田村 小被神社 (祭神一柱)	入間郡広瀬村 広瀬神社 (祭神二柱)	同 同 同 同 同 同
			風雨順時 五穀成就	

大宮一ノ宮ノ蔵版 年号不詳

図1 『武蔵国四拾四社鎮座称』

\*明治27年1月『式内社格確定願』(三ヶ島家文書)に付された写しによる。なお旧字は新字にあらためた。

\*煩雑を避けるため祭神は具体名を挙げず略記した。したがってこの図示はレイアウトの粗描にすぎない。

きよう。<sup>(16)</sup>

### 3 拡散する書物文化

#### (1) 論社問題における書物

いったん視点を転じて、書物の読み手の側から検討をす  
すめてみたい。事例とする中氷川神社の名が『延喜式』に  
みえることはすでに述べた。ただ現在、この社号を名乗っ  
ている神社はふたつある。ひとつは埼玉県所沢市三ヶ島<sup>みかじま</sup>  
もうひとつは同じく所沢市山口の、まったく同名の神社で  
ある。考証書のうえで両社は近世から有力候補社として  
扱われており、いまでも確たる判断はないままである。こ  
のように複数の神社が式内社を称し、いずれを真とするか  
諸説一定しない場合、その候補社のことを論社とよぶ習い  
がある。<sup>(17)</sup> ここではその論社の一方、三ヶ島側<sup>(18)</sup>の中氷川神  
社に主たる事例を求めることにしたい。神職は当地の三ヶ  
島家の世襲で、近世から神社との緊密なむすびつきを誇っ  
てきた。

さて繰り返し述べるように三ヶ島の中氷川神社はいま式

内社号を用いているが、じつは同社にはナガミヤ(長宮)  
という別称もあって、ふたつは近世から並存してきた。<sup>(19)</sup>

用例の変化を跡づけてゆくと、神職家では天保期ころから  
中氷川神社の使用が卓越をはじめ、明治初期には長宮が完  
全に姿を消すほどになる。十九世紀をつうじて徐々に式内  
の自覚をふかめる経緯があったことの反映とみてよい。現  
在では中氷川神社は人びとのあいだに定着していて、式内  
のこと自体も周知のところである。これにかかわって千年  
を超えるという神社の歴史深度や中氷川という社号の由来  
まで耳にする機会は多い。ただ一方、再びさかのぼってい  
えば、近世の村役人周辺の文書上の用例は対照的に長宮に  
終始しており、いまでもむしる通称・俗称としてのナガミ  
ヤへの親近感をいう向きがある。こうした状況は、ひとま  
ず神職を起点とする中氷川神社の優位が明治期以降、徐々  
に周囲に波及してきたものと理解しておくことができる。

このように式内社への関心は近世後期以来のことだとし  
ても、山口・三ヶ島の動向の活発化をみるのは明治期をま  
たねばならない。わけてもこの時期、両神社のあいだで論  
社問題が顕在化したことは眼をひく。明治二十七(一八九  
四)年には三ヶ島側の神職による県への判然要求があり、

当時の願書『式内社格確定願』<sup>(20)</sup>によつて主張の内容を調べることが出来る。あわせて願いをうけた行政側の対応を知らせる資料も埼玉県行政文書に遺されており、一連の経過を跡づけるのには好個の事例といえよう。

『式内社格確定願』の眼目は当然ながら同名神社を斥けて自社の正統をいい、いずれが式内社であるかの確定を求めるところにあつた。願書は構成上、ひととおり趣旨を述べたあとで、その主張を支える証拠書類をながしく羅列してゆくかたちをとっている。その数二十六種にのぼり、まったく神社の歴史資料集を思わせる内容である。そこで古社たることの証として重視されたのが、棟札・懸仏・神球など社宝の銘文であり、神道裁許状をはじめとする古文書類であり、さらには多数の地誌や式内社考証書の抜き書きだったのである。

表3にまず示したのは、『式内社格確定願』にみえる書目(No.1)、およびほぼ同時期の作成と思われるべつ<sup>(21)</sup>の書物抜き書き集(No.2)の構成である。自身の蒐書のほか、一部の流布しない書は借用によつて確保されていた。表1に一覧した主要な式内社研究書の名がみえることを確かめておきたい。なにより単純に、式内の証を求める書き手

にとつて、自社が式内たることをほから明言してくる考証書の信頼は大きかつたはずである。ちなみに式内たることが多くの書物に裏付けられているという物言いは近年にいたつても再生産されている。事例神社では『氏神様』と題をつけた小冊子を作っているが、これは『式内社調査報告』の抜粋のかたちをとつてやはりおびただしい書名を掲げるのである。

さて、表3にかかわつてさらに興味ぶかいのは、そうした考証書の引用が、三ヶ島側だけではなく、さまざまな立場で頻繁におこなわれていたことである。それはさしずめ引用合戦とよぶにふさわしい。たとえば「村社中氷川神社調査要項」(No.3)は埼玉県神職会に属する研究者の名前で出されたもので、大正期になつて山口中氷川神社が郷社昇格を願つた際<sup>(22)</sup>、山口側の式内社たることを追認する見解を示したものである。一部の引用書目が「確定願」と重複するが、とくに最後にあげた「特選神名牒」を重視して、山口側を支持する趣旨である。

じつは『特選神名牒』(教部省編、明治九(一八七六)年完成)は近世・近代をつうじて、明確に三ヶ島側を退け山口説をとつた唯一の考証であつた。つぎに示した山口側

表3 論社問題と書物抜き書き

No.	立場	年月・資料名	引用書名	備考・出典
No. 1	三ヶ島説	明治27(1894)年1月 『式内社格確定願』	『延喜式神名帳頭註』	三ヶ島中氷川神社神職による。 縦横で26丁、うち一部が書物の 抜き書き。この時期、あいつい で同種の資料集成がある(No. 2参照)。三ヶ島家文書。
			『延喜式神名式比保古』	
			『巡礼旧神祠記』	
			『武蔵演露』	
			『新編武蔵風土記稿』	
			『神祇志料』	
No. 2	三ヶ島説	年欠 『(式内社関係書抜き書き)』	『巡礼旧神祠記』	三ヶ島中氷川神社神職による。 縦横で5丁、その全体を書物の 抜き書きにあてる。三ヶ島家文 書。
			『神名帳考証』(伴信友)	
			『神祇志料』	
			『無名武蔵誌料』	
			『校正神名式』	
			『新編武蔵風土記稿』	
No. 3	山口説	大正8(1919)年3月 「村社中氷川神社調査要項」	『神名帳考証』(伴信友)	山口中氷川神社の郷社昇格願 に際して、埼玉県神職会の額賀 大直・金鑽宮守・河野省三が作 成、山口側を支持。埼玉県行政 文書社寺部 大1177。
			『神社叢録』	
			『巡礼旧神祠記』	
			『武蔵国式内四十四座神社命附』	
			『特選神名牒』	
			『特選神名牒』	
No. 4	山口説	昭和13(1938)年4月 『県社中氷川神社略誌』	『武蔵国の式内社に関する一考察』	山口中氷川神社神職著、同社 社務所より発行。「当社鎮祭に 関する諸大家の学説及文献」と して引く。日本書紀通釈以下は 書名のみ掲げる。所沢市史編さ ん委員会編『所沢市史 社寺』 (所沢市、1984)所収、245～ 250頁。
			『无邪志国造と胸刺国造』	
			『日本国誌資料叢書武蔵』	
			『氷川神社鎮座と祭神に関する一考察』	
			『日本書紀通釈』大日本史『神祇志料』	
			『神社叢録』新編武蔵風土記稿『武蔵野 話』武蔵野延喜式道法命附『藤原草』	
			『武蔵野遊草』埼玉県誌『人間郡誌』	
			『新編武蔵風土記稿』	
			『武蔵国四十四座社道法命附』	
			『神社叢録』	
No. 5	山口説	昭和15(1940)年1月 「中氷川神社の昇格に就いて」	『新編武蔵風土記稿』	『埼玉史談』11巻3号掲載。著 者は小川浮城生。山口中氷川 神社の県社昇格を記念した同 社見学会における座談の記録。
			『武蔵国四十四座社道法命附』	
			『神社叢録』	
			『神祇志料』	
			『特選神名牒』	
			『神社叢録』	
No. 6	保留	昭和51(1976)年9月 『式内社調査報告 第11巻』	『神祇志料』	『式内社調査報告』のうち中氷 川神社の項の引用書。伊藤勇 人執筆。式内社研究会編、皇 學館大學出版部刊。なお武蔵 国の他社をふくめた一覧は表1 参照。
			『特選神名牒』	
			『大日本史神祇志』	
			『新編武蔵風土記稿』	
			『武蔵国式内四十四座神社命附』	
			『巡礼旧神祠記』	
『埼玉史談(11巻3号)』				

\*書名の順は原則としてもとの引用順のまま。書名が略記されているものは適宜補った。

の神職家の神社誌『県社中氷川神社略誌』(No. 5)の筆頭を飾るのもこの『特選神名牒』である。三ヶ島側が同書にひとことも触れないのは当然である。それに対して山口の神社誌では、三ヶ島側が依拠した書物のいくつかの名前も見えるが、これは内容を引用せず、申し訳程度に書名を挙げていっただけである。このように書物をめぐっては一定の書目が共有さ  
れ、そこから選択がおこなわれているのである。雑誌『埼玉史談』や掲載の考証(No. 5)や

くだつて『式内社調査報告』(No. 6)の考証までみくらべると、引用書目の均質さはあきらかであろう。

以上をつうじて指摘できることは、第一にさまざまな立場から、おおよそ均質な考証書群へのアクセスがあつたという事、第二に、そこで考証書が選択され、恣意的に活用される事態を現出していること、この二点である。ここにいたつてもはや一連の式内社考証はその輪郭をあいまいにしはじめると高みの書物文化だけには完結しえなくなっている——と考えるべきであろう。

## (2) 『延喜式』のイメージ

ところでもうひとつ見過ごせないのは、そもそも式内社という思考自体が、前提として書物の存在を組み込みこれを指向していることである。なんとなれば式内社は『延喜式』に載つた神社にほかならないのだからである。現実、近世以来の式内社関心は『延喜式』それ自体に支えられた面をもつた。西牟田崇生氏によれば『延喜式』のなかでも延喜式神名帳単独の版本が出されるほどの需要があつたという<sup>(23)</sup>。実際に延喜式神名帳の写本や抜き書きが作られる

例もすくなくない<sup>(24)</sup>。

すでに表2によつてみた、一国単位の考証書もまた、読み手だけではそうした書載の希求をみたすものでありえたであろう。たとえば事例神社の神職が重用した証拠書類のひとつに、先述の『武蔵国四十四社鎮座称』があつた。『式内社格確定願』にはわざわざ全体の写しが添付されるほどで、願書の本文にも「当国一ノ宮ヨリ摺出シタル図」などと度重なる言及がある。さきに指摘したとおり巡拝記の諸本にならぶ意義をもつことはもちろんだが、同時に、出所を大宮氷川神社と明記してこれを重んじる受け取り手の立場にとつては、有力神社からのある種のメンバーの頒布——あるいは『延喜式』という神社名簿の再発行——のような意味さえおびていたことを思わせるのである。さらに注目したいのは、このような書載意識が、伝承として馴化された語り口にさえおぼせられることである。聞き書きのなかでは、式内社を説明して「なんで式内が入るか」というと、千年前に登録されている神様のやしろだから帳簿に登録されているかぎり式内が入る」だとか、「延喜式はいまから千年前の神社の帳面」であるといった端的な表現を耳にすることがある。確かに延喜式神名帳は古い帳

簿には違いなく、史実に即しても正鵠を射た認識といえようか。ともあれ、その文字面自体と人びととの距離がいかに遠かろうとも、ここで延喜式神名帳は充分にかみくだかれた像をむすんでいるのである。

かくして式内社をめぐる近世以降の動向は、一義的には、延喜式神名帳という書物を指向してゆくひとつの書物文化とみることが可能である。そうした構図は地域の伝承の水準においてもあてはめることができる。そこには口頭の様式をとりうるまでに馴化された書物意識の存在さえ認められるのである。そのうえで小括として述べるならば、式内社をめぐる書物文化とは、延喜式神名帳そのものをめぐる動向と考証書の一連の伝統、そのふたつの複線的な展開として捉えることができるであろう。

#### 4 伝承形成と「故老之口碑」

##### (1) 神木の新しい話

あらためて事例神社に眼を戻していえば、そこで式内社という伝承はさまざま書物とのかかわりとともに確立し、

明治期の神職家を起点に波及してきたものと跡づけることができる。文字で武装し、なかならず考証伝統の高みにながってゆきさえする書物文化人としての神職の像をまづは認めることができる。しかし村落にあつて、いま式内社のことが充分人口に膾炙していることは、かれのべつの顔を示唆するようでもある。

実際、いまこの神社について人びとが伝えている社号の由来や歴史表現は、多くが明治期の神職の物言いに起因するものである。こまかくは別稿に譲つて略述にとどめるが、たとえば人びとが中氷川神社を千年あまりの歴史をもつ古社だと評するのは、神職の『式内社格確定願』にはじめて現れる主張である。あるいはいま「中氷川」という社号について、三ヶ島が大宮と奥多摩の氷川神社の中央に位置するがゆえの称と語られているが、これもさかのぼれば神職がさまざまに提起した由来説のひとつが定着したものであつた。これらはとりもなおさず神職の営みが村落の伝承状況のうちにあつたことを示唆している。<sup>25)</sup>

それでは現実には神職は、村落の伝承にどのような距離のとりかたをしていたのであろうか。つぎの資料がひとつの場面を示してくれる。神職による一片のメモで、話題にな

つてゐるのは神社の境内にある神木の樗である。

(以下同じ)

〔資料一〕<sup>(26)</sup>

此神木のうろ穴に青蛇と白蛇と住むといふ事昔シヨリ申伝へあり<sup>候</sup>、平常<sup>者</sup>何の形跡もなくして時により大ヒなる幸災有ンとスル時<sup>者</sup>稀二人目二触るよし、近く<sup>者</sup>明治八年亥五月中社頭ニて奉納として鍛冶師ヲ集めて神体の鉄鏡ヲ打たて、いよいよ出来あがり祭典の前日青蛇白蛇ともよろこびげなる体にて簇り□シいづるを見て、氏子の者も村吏ヲはじめ恐レヲなしたる事あり、また同年六月社頭掃除番の庄右衛門と申者、右神木の小枝朽チテ落しを薪にせんと欲して軒端に干置くを、神官見付神慮を論シ聞せども不止得禎に挽て打割り候れば、あんに違ハズウロモナキ割目より青蛇飛出し大ニ驚懼して神体<sup>ヲ</sup>戦<sup>ハ</sup>ひ立□既に気絶ト見ヘたりしを、神官是ヲ聞キ直ニ神慮ニ託ヲ為し祝詞とを奏し候ればほんぶくいたし候、尚又神奈川県土族宮崎義之ト申者当社へ説教修行に参り居、同九年四月旭で頃ニ神木の根の穴より白蛇首ヲ出して居ルを見て実に珍らしきことなりとて諺二人に告ケ諭しなん(傍点筆者、

話題のできごとが明治八(一八七五)七(一八七六)年に集まつてゐることからみて、メモの作成もそれをさほど下らない時期のことであろう。当の神木は戦後になつて暴風雨で倒れ、いまでは根もとの一部が境内の同じ場所にたつただけだが、幹回りは太く八メートルもあつて、かつての尋常ならざる大樗のすがたをとどめている。神木にすむ蛇の不思議なできごとが書きとめられるが、神罰を体現するかの蛇の出現とか神官による治癒などいかにも作り話、といつてわるければ新しい話の創出のあとを示していよう。興味をひくのは、それが「昔シヨリ申伝へ」の引用にはじまり、それに最近の話を加える体裁をとつてゐることである。いわば言い伝え自体の脚色・増幅をはかる意思をここに認めることができるが、同時にそれは「申伝へ」に対する一定の客観視をともなつてゐるともいえる。

## (2) 言い伝えの相対化

ところで当時の神職のこの神木への思い入れは並々なら

ぬものがあつた。たとえば『式内社格確定願』に式内社の「千年」の主張がはじめてあらわれることをさきに述べたが、その際、神職はこの神木の樹齡を千年と推定して式内の論拠としたのであつた。それはつぎのような論法をとつてゐる。

〔資料二〕

(27)

(前略) 抑モ式社ハ延喜年間撰列セラレ凡千年近キ年ヲ經タレバ何レガ確タル真偽ハ知ラザレトモ、当社ハ別紙ニ記載ノ如ク長久二年ノ宝器ノ玉・正長次テ天文ノ棟札・釣掛ノ神像何レモ入東郡(則チ入間郡ナリ)ト記之アリ、又慮ルニ古キ社ハ鎮祭ノ時其祠ノ爾標トシテ遺レルハ神木ト称スルナリ、其ノ神木タルヤ書物言語ニ作シ難シ、自然其証ヲ帯ルハ世間古社ニ多ク之アリ候、之ニ依テコレヲ觀ルニ当社ノ神木タルハ先年徳川氏古跡取調タル武藏風土記等ニハ凡五百年以上ト記載アルモ其真相像ノミニテ、今現ニ里人樵夫等が見ル処ニ擲レバ、育チノ木目ト云凡千年モ過キタル形状ナリト云、既ニ前年本県ニ於テ取調ノ節是一ノ証ト認メラレタリ、(後略)

〔資料三〕

(28)

本社ヲ西北ヘ距ル壹丈余ノ地ニ一老老樗アリ之ヲ神木ト称ス、此樹社ニ向ヘシ東南ノ方僅ニ半面ノ外乾ヲ生存シ其余ハ朽腐シ去レリ、(中略)、且此樹七八十年前既ニ然リシト古老ノ記語スルトコロ、何レノ年代ニ半面腐去セシカ知ル可カラス、半面トナレシ後ハ周圍ヲ増スアラザラン、因之コレヲ考レハ千百余年ノ雪霜ヲ經タルモノナラン、以テ当社ノ古キコトヲ徴スヘシ

千年なる時間表現はほかでもない、〔資料二〕のはじめに述べられるとおり『延喜式』撰式の時期にあわせた設定である。これ自体、まぎれもなく文字のうえの知識であるし、その証として社宝の神球(「宝器ノ玉」)や棟札、懸仏(「釣掛ノ神像」)の古い紀年銘が重視されたことはさきにも指摘しておいた。たゞおもしろいのは、それに並ぶ論拠として「書物言語ニ作シ難」い千年の神木が持ち出されていること、しかもそれが「里人樵夫」の言を借りるよううにして主張されることである。つづく〔資料三〕にも相似の文脈のなかに「古老ノ記語」の引用がみられる。ここにはむしろ「里人樵夫・古老ノ記語」に対する書き手の親

近感をうかがうことができる。

もとより「資料二」が同時に示唆するように神職にとつて故老の言い伝えはさまざまな証のひとつにすぎない。これを示すくんだりとして、『式内社格確定願』にはほかにも「今其証ヲアゲテ申サバ地名ノ中村・社号ノ額・五百年以上ノ神木・正長天文ノ棟札・永祿ノ制札・青銅ノ釣掛神像・世間学者実践ノ著書・当国一ノ宮ヨリ摺出シタル図・故老ノ旧伝・民家ノ旧記一ツモ違ハサルコト前二陳言セ□如ク二御座候」といった一文が見出される。「故老ノ旧伝」はここで多数の書証とならんで客観視され、相対化されざるをえない。確かな文字をもつ立場からそれ以外のことを故老の言い伝えとして切り分け、しかもその言い伝えと完全に切り離れようとするのではない、微妙な態度を書き手はとっている。

このように「申伝へ」の用例をたどつてゆくと、べつにくんだりがまた眼につく。やはり『式内社格確定願』に載せる、社号「中氷川」の由来を開陳した文である。

〔資料四〕

(29)

(前略) 又当社ヲ中氷川ト称スル事ハ、中武蔵ノ氷川

ト云フ義ト申伝、或ハ足立郡大宮ノ氷川神社ト多摩郡ノ氷川神社ノ中道ニアル故中氷川ト云トモ申伝ヘタリ、本社境内続キノ地名ヲ中村ト云、社ノ辺リヲ中島ト云、又中氏ヲ称スル家数戸アリ、就中庄右衛門ソノ宗家ニテ先祖ヲ中筑後守資信トテ同郡古尾谷ノ城主ナリ、其子ヲ信重トテ本社棟札ニ其名アリ、其子資重ヨリ当庄右衛門(ニ至ルマデカ)「祭礼ノ時ハ最一二周旋ス、此等ノ事ハ先年徳川氏ニ於テ同家系譜取調ノ上新編武蔵風土記ニ載タリト申伝ヘ、且旧来本社ヲ長宮ト称セシハ中宮ノ謂ニシテ、前二記セル永祿九年ノ制札ニモ中宮トアリテ中氷川宮ノ略称ナリ、長ト中ト通シタルコト万葉集ノ注及ヒ源氏物語ノ抄二見ヘタリ、(後略)

こうした神職の発言が起点になって、いまの人びとに社号の由来が知られていることはすでに触れた。ここで気をとめたいのは二三みえる「申伝」の文言である。これまでみた範囲で、神木の蛇やその樹齢にかかわる「申伝へ」の引用は、ある程度まで実態そのものでもあつただらう。ところがここに記される「申伝」は、およそそうした伝承とは考えられない。式内たることの自覚はこの時期、ようや

く神職から周囲に波及しはじめたのであって、そうである以上、式内社名の由来がすでにことこまかに「申伝」えられていたはずはないからである。<sup>(30)</sup> 伝承状況を参照したというより、おそらくはこのころの神職の思案によるのに違いない。にもかかわらずそれを確たる史実に帰してゆく考証の文体ではなく、あたかも伝承に擬制するような書きぶりを示すのである。「資料一」とあわせて、やはり神職が一面では村落の伝承状況のうちにすむひとであつたことを示す材料に数えられるであろう。

### (3) 「故老之口碑ニ依ル迄ニ有之」

最後にもういちど論社間の競合の問題に立ち返つておこう。『式内社格確定願』の提出からさきの県・郡でのやりとりを検討することで、式内伝承社の動向が当時の神社行政の立場にどのように映つていたのかをうかがうことができる。くだんの確定要求は、郡・県間での数度のやりとり（明治二十七年二月く五月）を経て、同年五月に内務省へ送られるが、七月には「従前ノ慣称ニ任セ」るべきむね指示をえて、八月、ついに神職は「本願書却下」の通知をう

けとることになる。<sup>(31)</sup> もとより論社の判定に干渉しないこと自体は内務省の既定方針にすぎなかつたが、<sup>(32)</sup> それまでの郡と県の対処の様子は示唆に富むものがある。

### 〔資料五〕

#### 式内神社確定ノ儀ニ付伺

管下入間郡山口村々社中氷川神社並同郡三ヶ島村々社中氷川神社ヨリ式内社確認ノ儀別紙ノ通願出候処、

（中略）今般双方ヨリ更ニ確認ノ儀ヲ願出タル次第ニ有之候、然ルニ両社式内外取調ノ儀ハ確然タル証憑ハ難認ノミナラス又口碑ヲ取捨スルコトハ難相成ニ付、結局正確ナル調査ハ難行届儀ト存候、就テハ明細帳調製以後既二十数年ノ久シキヲ經過シタル儀ニモ有之候ニ付、本文二社ハ現明細帳由緒記載ノ通り相心得候様指揮シ可然哉、別紙願書及附属書相添此段相伺候也

明治廿七年五月十七日

知事名

内務大臣宛

これは県から内務省への伺いである。あきらかなように県自身も論社判定には消極的だが、眼をひくのはそこで用

いられている「口碑」なることばである。願いはしよせん確たる証拠のない「口碑」にすぎないというこの言い方はほかにも散見する。たとえばこれ以前、郡から県への最初の上申（二月）には「何レモ古社ニハ相違無之モ、其式内社タルノ証左トナルヘキ書類等無之、故老之口碑ニ依ル迄ニ有之ニ付、一応示論候得共」云々とあり、ついでやはり郡側がこの願いの趣旨を再説明した際の文（四月）にも「両社トモ確タル証拠アルニアラス、只古老ノ口碑ニ依ル迄ニ有之」とみえるようにである。「口碑」という否定的な言辞がひとつの類型をなすようにしてかぶせられてくるのである。<sup>34)</sup>

もとより『確定願』がおびただしい文字で武装した願書であつたことを思い返すまでもなく、故老の口碑にすぎぬという言い方は、ある程度までは苦し紛れの方便というべきかもしれない。ただそれでも、これまで示してきたように、神職の伝承状況への姿勢は、文字の知識にたつて「申伝へ・故老の旧伝」を切り分けながら、あくまでそのあいだに位置どるような接し方であつた。書類・口碑を峻別する上位の書載主義と対比すれば、かれは純然たる文字の才覚というより、やはり実態として「故老之口碑」のなかに

すんでいたというほかない。そして村落の伝承史の側からみれば、式内社をめぐる伝承群の定着にはそうした神職の態度がかかるところ大であつたのである。

## 5 むすび

最後にあらためて小括を述べてむすびに代えることにしたい。

本稿では式内社をめぐる書物文化の拡がりを第一の論点とした。それはひとつには式内社の考証書の伝統として、根本的には延喜式神名帳それ自体をめぐって、複線的な展開を示してきた。読み手をふくみにしていえば、考証の成果も「名簿」の再発行——比喩的にいえば延喜式神名帳の再生——に転じる場合がありえ、さらには延喜式神名帳が一種の書物像をむすぶといった局面まで現れてくる。式内社という書物文化とはこのように一連の大きな振幅をもつものとしてとらえることができる。

ふたつめは書物文化と村落の伝承状況、なかんずく「口碑」との関係をめぐる問題である。ここでは文字でさまざまなに武装しながら、最終的には上位の書載主義に冷たくあ

しらわれざるをえなかった、ひとりの読み手・書き手の実態に注目してきた。かれは書物文化の伝統に本格的な接続をはたすなど、伝承を相対化する視座を身につけながら、なかばは当の村落の伝承のなかにすむという微妙な立場を選んだ。文字のうへの知識と言ひ伝えとでさまざまに飾り立てられた神木はその端的な表れである。書物文化の多様な展開の最先端には、このような「書類」と「口碑」の混濁状況さえ認めることができるのである。

【注】

- (1) たとえば、塚本 学「民俗の変化と権力 近世日本の医療における」(福井憲彦編『シリーズ・プラグを抜く 五 歴史のメトドロジー』新評論、一九八四)、同「歴史と民俗との共同の学の課題」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二七、一九九〇)、同「民衆知と文字文化ひとつの試み」『都会と田舎―日本文化外史―』(平凡社、一九九一)。
- (2) 若尾政希『太平記読み』の時代―近世政治思想史の構想―(平凡社、一九九九)、一九六―二九七・三三三―三三三頁、同「日本近世における軍書の歴史的位置」(『軍記と語り物』三九、二〇〇三)。綱川歩美「垂下

神道の出版―跡部良顕を中心に―(『一橋論叢』一三四、四、二〇〇五)、杉岳志「書籍とフォークロア―近世の人々の彗星観をめぐって―」(同) など。

- (3) 虎尾俊哉校注『神道大系 古典編二―延喜式上』(神道大系編纂会、一九九二)、三三六頁。
- (4) 代表的な見解として、西角井正慶「武蔵国式内社考」(『国学院雑誌』六〇・八、一九五九)。
- (5) 西牟田崇男「延喜式神名帳の研究」(国書刊行会、一九九六)、三〇頁。
- (6) 考証の活発化とその思想的背景は井上智勝「十七世紀中々十八世紀初期における式内社研究―その主体と思想」(『日本思想史研究会会報』二〇、二〇〇三) にくわしい。
- (7) 西角井正慶「武蔵国式内社考」(『国学院雑誌』六〇・八、一九五九)。
- (8) 菱沼勇『武蔵国式内社の歴史地理』(菱沼勇著書刊行会、一九六六)。
- (9) 同表からは全国単位の先行考証書の抜き書きやたんなる延喜式神名帳の写本の類を便宜上のぞく。これらをつくめるとさらに数は多くなる。なお武蔵国式内社の考証の進捗過程は、全国的な主要考証書もまじえて精緻に検討する必要がある。

- (10) 河野省三「幕末の神道家齋藤義彦」(『埼玉史談』八六、一九三七)、三八二頁には同書を「未刊」とする。
- (11) 荏原郡磐井神社について、所在地記載を落とすもの(No. 0. 3・4・5・6)と載せるもの(No. 7・8・9・10・11)とが半ばしている。もと欠けていたのが後者では適宜補われた可能性があろう。ほかにNo. 7・8は二社分(足立郡足立神社・賀美郡今城青八坂稻実神社)、べつの所在地をあてる。No. 9は自社(入間郡中氷川神社)の情報を加筆するほか、三社(多摩郡虎柏神社・同郡青渭神社・入間郡出雲伊波比神社)について論社を追加する。No. 10は1社(埼玉郡前玉神社)を立項せず、二社分の論社記載(荏原郡蕨田神社・横見郡横見神社)を省く。この論社の省略はNo. 11にも同様にみられる。
- (12) 引用は『武蔵国式内四十四座神社命附道法付』(No. 7)による。佐伯有義編集校訂『神祇全書 第四輯』(思文閣、一九七一)所収、三四五頁。
- (13) 例外的に二地点が併記されるものに荏原郡蕨田神社と横見郡横見神社がある。また前記のとおり荏原郡・磐井神社は所在地記載を欠くものがある。
- (14) なお延喜式神名帳の記載順は、荏原・都筑・多摩・足立・横見・入間・埼玉・男衾・播羅・賀美・秩父・児玉・大里・比企・那珂の順。
- (15) 表示のとおり『武蔵国四十四社鎮座称』の所在地記載は巡拝案内の写本群(No. 3〜No. 10)とほぼ一致する(差異は注(11)参照)。ちなみにNo. 3〜No. 10をまつたく異系統の考証であることがあきらかなNo. 1とくらべると、比定地を共通にする神社は半分以下にすぎない。
- (16) なお両角井家の巡拝案内書の所持例(表2のNo. 3・4・10)とあわせて、『武蔵国四拾四社鎮座称』の版行に大宮氷川神社の社家の関与を想定することも許されよう。
- (17) この定義は宮地直一・佐伯有義監修『神道大辞典 縮刷版』(臨川書店、一九八六)、六四八〜六四九頁、および安津素彦・梅田義彦監修『神道辞典』(堀書店、一九六八)、三五六頁による。あきらかなように論社ということば自体、考証側と神社側の式内社関心の並存を前提にしているが、一般にこの種の問題が顕在化してきた経緯——たとえば考証側・神社側の先後関係——はいかなるものか、事例研究はかならずしも充分ではないように思われる。
- (18) 以下、簡単に両社を三ヶ島側・山口側とよびわけると、事例神社の所在地は、近世の入間郡三ヶ島村で、明治二十二年に周辺三村と合併して三ヶ島村大字三ヶ島となった。現在は所沢市三ヶ島五丁目。
- (19) 以下、社号の消長については拙稿「式内社伝承の形成

と地域神職―伝承史における文字の才覚―」（『日本民俗学』二四六、二〇〇六）、四〇〇―四四頁に具体的に述べた。

(20) 明治二十七年一月『式内社格確定願』三ヶ島家文書。

なお村役場文書に控えがある（明治二十七年『社寺諸願届書綴込』三ヶ島出張所文書一五〇三）。いずれも差出は神職・総代・村長三名で村長の奥印があり、宛所は県知事になっている。後述のように出願後の対応は郡から始まっているが、この経緯は不詳である。また後掲（資料五）によれば、同時期、山口側でもこの種の要求があったかに思われるが、出願にかかわる資料は遺されず詳細は不明である。

(21) 神職家に書物の借用先を記したと思われるメモが遺されていて、それには「神祇志料 修史館四等掌記 栗田寛」などある（年欠『明細書』三ヶ島家文書）。

(22) このころ山口側では昇格運動を活発化させており、大正九（一九二〇）年九月には郷社、昭和十二（一九三七）年十一月には県社に昇格をとげる（年欠「神社明細帳」埼玉県行政文書一六九〇七―三二二）。なお三ヶ島側は村社のままで、『式内社格確定願』も昇格の要求をいっさいふくまない。

(23) 前掲、西牟田『延喜式神名帳の研究』、三一―三二二

頁。同書ではほかに、神名帳自体の尊崇から神名帳奉読などの神道經典視がおこなわれるまでになつていったことが紹介されている（同、二二二頁）。

(24) たとえば西角井家文書には、五十音順に全国の式内社号をならべたユニークな写本がある（年欠「式内神社名帳」西角井家文書一四二九）。

(25) 前掲、拙稿「式内社伝承の形成と地域神職」、五一―五五頁。もとより前稿で論じたとおり、式内社を前面に掲げたこの神職が従来の伝承に改変をせまつたことには充分注意しなければならない。そうした伝承抑圧の面をもちながら、しかし基底のところではやはりかれは伝承状況のなかにすんでいたことを、以下、補完的に示すことにしたい。

(26) 年欠「神木伝説覚」三ヶ島家文書一八三。

(27) 注(20)に同じ。

(28) 明治二十九（一八九六）年三月『神社明細帳追加』

三ヶ島家文書。

(29) 注(20)に同じ。

(30) これよりあとの地誌の書き手の観察だが、明治四十五（一九一二）年六月『三ヶ島村旧跡名勝調』（三ヶ島小学校文書一一九）には「今以テ里人一般長宮ト称セリ」とある。社号の変化がごくゆるやかにすすんでいたこと

を示していよう。

- (31) 以上の経過は、明治二十七年五月「入間郡ノ氷川神社式内外確認願ニ関スル件」(埼玉県行政文書 明八二〇—一四)、および明治二十七年八月「式内社格確定願却下通知」(三ヶ島家文書)による。
- (32) 梅田義彦「明治以来神社行政における古社尊重の取扱方針」『神祇制度史の基礎的研究』(吉川弘文館、一九六四)、五六〇〜五六一頁。
- (33) 明治二十七年(二八九四)年五月「入間郡ノ氷川神社式内外確認願ニ関スル件」埼玉県行政文書 明八二〇—一四。
- (34) ただ行政上の「口碑」なる文言の用例はなお幅広く検討する必要がある。